

京都府環境影響評価専門委員会次第

令和2年7月1日（水）午後2時～
ZoomミーティングによるWeb会議

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（仮称）若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

4 閉 会

配布資料

- 資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿、規則
- 資料2 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて、指針、傍聴要領
- 資料3 諮問文
- 資料4 環境影響評価法手続の流れ、配慮書手続の概要、配慮書の概要
- 資料5 関係市長意見（綾部市長）
- 資料6 関係課意見
- 資料7 事前提出意見

事前送付資料

- ・（仮称）若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
- ・（仮称）若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 要約書

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成31年2月26日～令和3年2月25日)

氏名	職名	分野	
上田 佳代	京都大学大学院地球環境学堂准教授	大気環境 水環境 地質・土壌環境 その他の環境要素	大気質
高野 靖	京都大学大学院工学研究科教授		騒音・振動
大下 和徹	京都大学大学院工学研究科准教授		悪臭、廃棄物
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科教授		水質、地盤沈下、土壌汚染
成瀬 元	京都大学大学院理学研究科准教授		地形・地質
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授		環境地盤工学
渡邊 紹裕	熊本大学特任教授		水循環、地球環境
中尾 史郎	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	動物	昆虫
布野 隆之	兵庫県立人と自然の博物館研究員		鳥類
吉村 真由美	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所関西支所チーム長		水生生物
田中 和博	京都先端科学大学バイオ環境学部長	植物	
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター長	生態系	
荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	
佐古 和枝	関西外国語大学英語国際学部教授	歴史的・文化的景観、文化財	
黒坂 則子	同志社大学法学部教授	制度・手続	

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号
改正 平成17年4月1日規則第25号
改正 平成20年4月1日規則第21号
改正 平成27年4月1日規則第41号
改正 平成31年4月1日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、府民環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則 (抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第25号) (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則10名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成14年9月17日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年10月16日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする会議

この指針の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関（以下「附属機関」という。）及び有識者の意見を聴く懇談会等（以下「懇談会等」という。）の会議とする。

3 会議の公開の基準

会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議、意見聴取等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、附属機関にあっては当該附属機関が、懇談会等にあっては知事が決定するものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府民総合案内・相談センター及び府政情報コーナー（以下「センター等」という。）における閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

附属機関又は知事は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面をセンター等において閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 附属機関又は知事は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議、意見聴取等の要旨の公開

- (1) 附属機関又は知事は、公開した会議の審議、意見聴取等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 附属機関又は知事は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議、意見聴取等の要旨を(1)に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成24年12月5日から施行する。

傍 聴 要 領

平成14年10月16日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から10分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますので着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記3の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。



資料3

2環管第160号
令和2年7月1日

京都府環境影響評価専門委員会
委員長 渡邊 紹裕 様

京都府知事 西脇 隆俊



(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に
ついての環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の7第1項の規定により、下
記の者から、(仮称)若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書につい
ての環境の保全の見地からの意見の求めがありました。

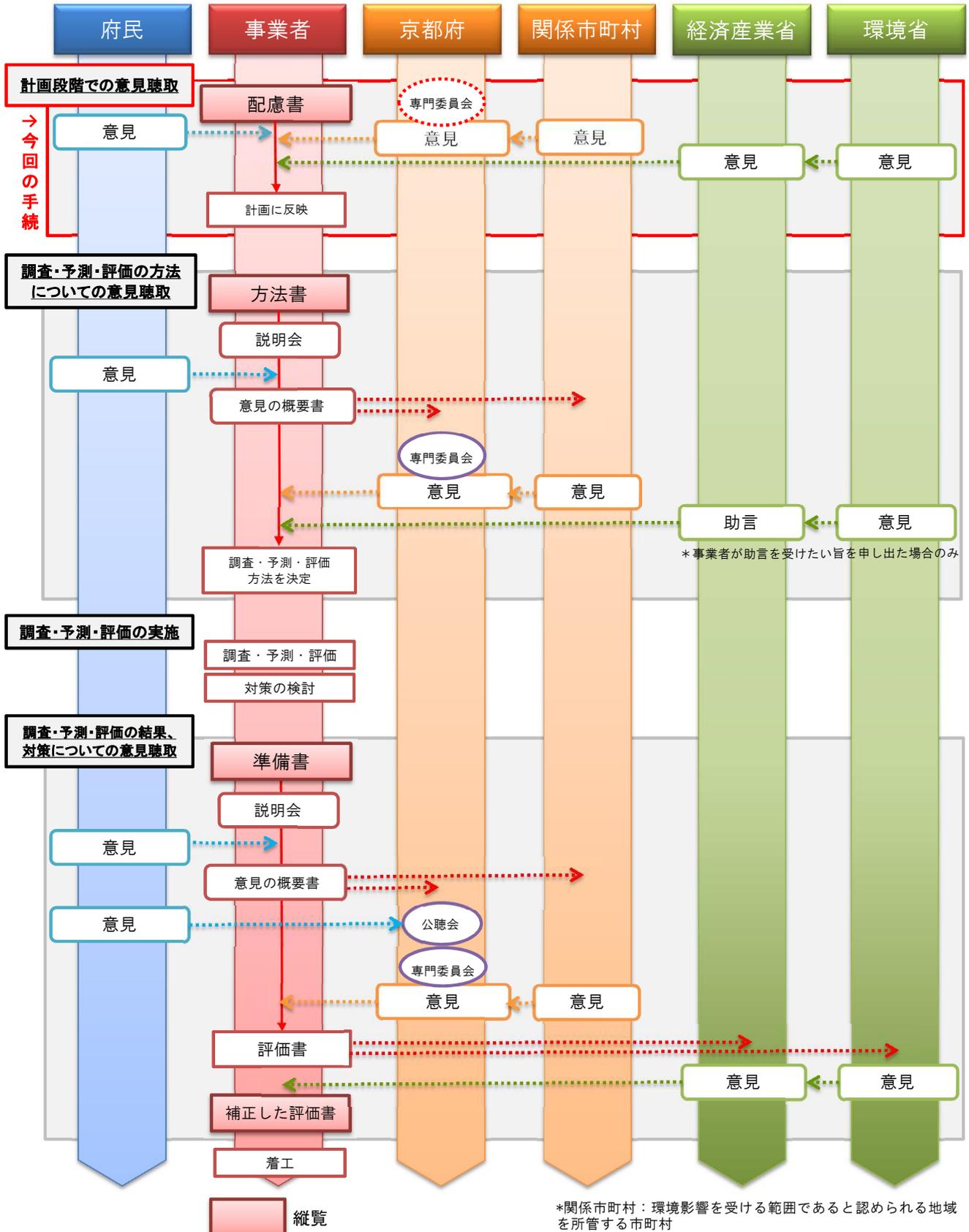
つきましては、当該計画段階環境配慮書について、京都府環境影響評価条例
(平成10年京都府条例第17号)第40条第3項の規定により、貴専門委員会の
意見を求めます。

記

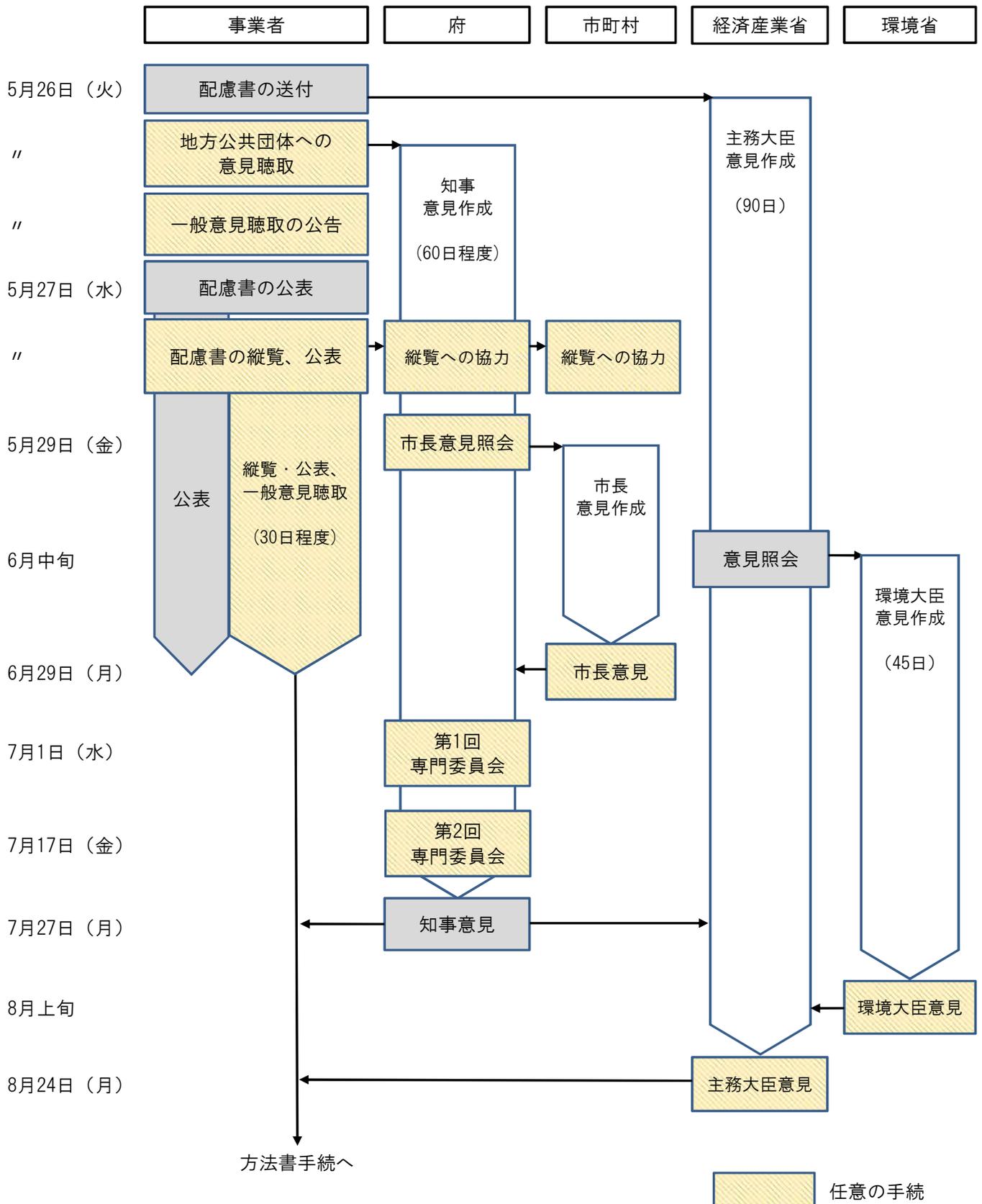
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表取締役 中川 隆久

環境影響評価法に基づく環境アセスメント手続の流れ

「環境アセスメント」とは、
 ・事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、
 ・その結果を公表して住民・地方公共団体・国から意見を聴き、
 ・それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業を目指す制度。



風力発電所・法アセス 配慮書手続の流れ



(仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る配慮書の概要

事業者	名称：ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 代表者：代表取締役 中川 隆久 所在地：東京都港区六本木6丁目2番31号						
事業の内容	名称：(仮称) 若狭嶺南風力発電事業 種類：風力発電所の設置（環境影響評価法第1種事業） 規模：最大75.6MW（3.6～4.2MW×最大18基）						
事業実施 想定区域	福井県大飯郡高浜町、おおい町 約1,645ha （以降の手續において、環境影響の回避・低減を考慮して絞込み）						
事業実施想定 区域の周囲 （京都府域）	綾部市 （事業実施想定区域から1km以内に市域が存在、主務省令に基づく関係地方公共団体に該当）						
計画段階配慮 事項の検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な環境影響が考えられる項目について検討。 （工事中の環境影響については、計画熟度が低いため検討の対象外とする） ● 検討の結果、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">影響要因</th> <th style="text-align: center;">環境要素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">地形改変及び 施設の存在</td> <td style="padding: 5px;">動物、植物、生態系、景観</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">施設の稼働</td> <td style="padding: 5px;">騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系</td> </tr> </tbody> </table>	影響要因	環境要素	地形改変及び 施設の存在	動物、植物、生態系、景観	施設の稼働	騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系
影響要因	環境要素						
地形改変及び 施設の存在	動物、植物、生態系、景観						
施設の稼働	騒音及び超低周波音、風車の影、動物、生態系						

参考 関係規定抜粋

○環境影響評価法（平成9年法律第81号）

（国等の責務）

第三条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

○環境影響評価法の施行について（平成10年1月23日付け環企評19号、環境事務次官から各都道府県知事・各政令市長あて通知）

2 国等の責務

（略）

具体的には、例えば、国においては、制度の適切な管理及び運営を行うことのほか、環境影響評価に関する情報の提供等の環境影響評価を支える基盤の整備を行うこと、地方公共団体においては、地域の環境保全に責任を有する立場から事業者等に対し意見を述べる等、法において地方公共団体が行うこととされている事務について、法の円滑かつ適切な運用を行う観点から確実にを行うことのほか、地域の環境情報の収集・提供を行うこと、事業者においては、事業計画の熟度を高めていく過程のできる限り早い段階から情報を提供して外部の意見を聴取する仕組みとすることにより、早い段階からの環境配慮を行うことを可能とすること、国民においては、環境影響評価その他の手続が円滑かつ適切に行われるよう有益な環境情報の提供を行うこと、関係法規の遵守はもとより、自主的積極的に環境の保全についての配慮を適正に行うこと等により、それぞれの立場において、その役割を果たすことが求められている。



2綾環第2642号
令和2年6月5日

京都府知事 西脇 隆俊 様

綾部市長 山崎 善也



(仮称)若狭嶺南風力発電に係る計画段階環境配慮書についての
環境の保全の見地からの意見について(回答)

令和2年5月29日付け2環管第160号で照会のありましたこのこと
について、下記のとおり回答します。

記

当該配慮書について、特に意見はありません。
ただし、今後の事業計画などに際して、住民などからの意見を十分に配
慮願います。



市民環境部環境保全課管理担当
担当 坂根
TEL 42-1489
FAX 43-2840

(仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書 関係課意見

提出課	意見
自然環境保全課	<p>○事業予定地周辺では、京都府指定希少野生生物のニホンカワネズミ、ヤマコウモリ、ニホンモモンガ、ヒメクロウミツバメ、オオタカ、タマシギ、コアジサシ、ブッポウソウ、アベサンショウウオ、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル、カタハガイ、フナバラソウ、イワギリソウ、オオキンレイカ及びベニバナヤマシヤクヤクの生息が確認されておりますので、事業の実施に当たっては、専門家の意見を踏まえ適切な配慮を行ってください。</p> <p>○指定希少野生生物を含め絶滅のおそれのある野生生物が生息・生育する環境への影響を最小限にする工法の採用その他の必要な措置を講じるよう努め、地域の生物多様性の保全について適切な配慮を行ってください。</p> <p>○事業予定地の近くには、天然記念物「オオミズナギドリ繁殖地・舞鶴市冠島」があり、事業予定地内にもオオミズナギドリの飛来が確認されておりますので、事業の実施に当たっては、専門家の意見を踏まえ適切な配慮を行ってください。</p> <p>○事業予定地周辺には、京都丹波高原国定公園があるため、景観について適切な配慮を行ってください。</p>

(仮称) 若狭嶺南風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
 京都府環境影響評価専門委員会委員 事前提出意見、事業者見解

委員	意見、質問等	事業者の見解
高野委員	<p>20 Hz 以下の「超低周波音」に加え、100 Hz 以下の「低周波音(可聴音)」も十分考慮すること。</p> <p>(理由)</p> <p>超低周波音は 20Hz 以下の周波数の音に限定した表現であるが、近年の研究で、環境騒音基準を下回るレベルでの「音」の苦情原因として、20 Hz 以下の「超低周波音」に加え、63 Hz 以下の「低周波音(可聴音)」も含まれることがわかったため。</p>	<p>騒音の調査方法につきましては、方法書におきまして詳細を記載いたします。</p> <p>なお、低周波音につきましては、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月環境庁)、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)及び最新の知見等を踏まえた上で、調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
吉村委員	<p>この配慮書には水系への影響への評価があまりなされていないように感じます。</p> <p>これだけの大きな構造物を新しく建設するということは、地中深く掘るということになりますので、そのことによる地下水等への影響について(たとえ、重要な湿地等が予定地にないとしても)、何らかの配慮が必要と考えます。</p>	<p>本配慮書におきましては、「発電所アセス省令」に定める「風力発電所 別表第 6」に示された参考項目の中から影響の可能性のある環境要素を評価項目に選定いたしました。</p> <p>また、工事計画や風力発電機の位置については確度が低いいため、工事の実施に関わる項目は、方法書以降の手続きにおいてその影響を検討・評価することにしており、本配慮書では水環境につきましてはの評価は行っておりません。</p> <p>なお、水環境につきましては、今後実施いたします現況状況の確認において、その影響について検討してまいります。また、地下水への影響は、ボーリングの調査結果と施工方法を持って検討し、必要に応じて専門家にヒアリングを行い、対策を講じてまいります。</p>